

(別添)

調査対象施設一覧

1 社会・援護局関係施設

- (1) 救護施設
- (2) 更生施設
- (3) 授産施設（生活保護法に基づく授産施設）
- (4) 宿所提供施設（生活保護法に基づく宿所提供施設）
- (5) 社会事業授産施設（（3）に該当するものを除く）
- (6) 隣保館
- (7) 生活館
- (8) 生活困窮者・ホームレス自立支援センター
- (9) へき地保健福祉館
- (10) 地域福祉センター

2 障害保健福祉部関係施設

- (1) 障害福祉サービス事業所（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る）
- (2) 障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る）
- (3) 障害者支援施設（（2）以外）
- (4) 療養介護事業所
- (5) 共同生活援助（自己所有物件）
- (6) 共同生活援助（賃貸物件）
- (7) 補装具製作施設
- (8) 盲導犬訓練施設
- (9) 点字図書館
- (10) 聴覚障害者情報提供施設
- (11) 障害児入所施設
- (12) 児童発達支援センター
- (13) 児童発達支援事業所
- (14) 放課後等デイサービス事業所
- (15) 福祉ホーム
- (16) 地域活動支援センター
- (17) 盲人ホーム
- (18) 心身障害児総合通園センター
- (19) 市町村障害者生活支援センター

3 子ども家庭局関係施設

- (1) 乳児院
- (2) 母子生活支援施設
- (3) 児童養護施設
- (4) 児童相談所
- (5) 児童相談所一時保護施設
- (6) 第1種助産施設
- (7) 第2種助産施設
- (8) 保育所（保育所型認定こども園も含む）
- (9) 幼保連携型認定こども園
- (10) 児童心理治療施設
- (11) 児童自立支援施設
- (12) 児童家庭支援センター
- (13) 婦人相談所
- (14) 婦人相談所一時保護施設
- (15) 婦人保護施設
- (16) 児童厚生施設（児童遊園を除く）
- (17) 母子・父子福祉センター
- (18) 母子・父子休養ホーム
- (19) 母子健康包括支援センター
- (20) 職員養成施設
- (21) 小規模保育事業所
- (22) 特例保育施設
- (23) 児童自立生活援助事業所
- (24) 小規模住居型児童養育事業所
- (25) 子育て支援のための拠点施設
- (26) 放課後児童健全育成事業実施施設（児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するための施設）
- (27) 認可外保育施設（但し、児童福祉法第59条の2第1項により届け出のあった施設に限る）

4 老健局関係施設

- (1) 養護老人ホーム※(2)を除く。
- (2) 小規模養護老人ホーム（定員29人以下）
- (3) 特別養護老人ホーム ※併設されるショートステイの居室を含む。(4)を除く。

- (4) 小規模特別養護老人ホーム（定員 29 人以下）※併設されるショートステイの居室を含む。
- (5) 軽費老人ホーム（A型・B型）
- (6) 軽費老人ホーム（ケアハウス）※(7)及び(8)を除く。
- (7) 都市型軽費老人ホーム
- (8) 小規模ケアハウス（定員 29 人以下）
- (9) 老人デイサービスセンター
- (10) 老人短期入所施設 ※他の項目に記載するものを除く。
- (11) 介護老人保健施設
- (12) 小規模介護老人保健施設（定員 29 人以下）
- (13) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (14) 認知症高齢者グループホーム
- (15) 認知症対応型デイサービス
- (16) 介護予防拠点
- (17) 地域包括支援センター
- (18) 夜間対応型訪問介護事業所
- (19) 生活支援ハウス
- (20) 老人福祉センター
- (21) 在宅複合型施設
- (22) 老人介護支援センター（在宅介護支援センター）
- (23) 有料老人ホーム ※(24)及び(25)を除く。
- (24) 小規模介護付きホーム(定員 29 人以下であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けているもの)
- (25) サービス付き高齢者向け住宅（高齢者の居住の安全確保に関する法律第 5 条の規定により登録されている賃貸住宅）
- (26) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (27) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (28) 介護医療院 ※(29)を除く。
- (29) 小規模介護医療院（定員 29 人以下）